

交通局建設工務部における
中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用

令和 8 年 10 月 1 日 8 交建工第 1178 号

受注者が安心して、施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更により計上する運用を、次のとおり実施することとする。

1 対象工事

交通局建設工務部において起工する工事（単価契約を除く）

2 調達検討資材

調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサ由来の建設資材とする。

対象工事においては、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定する。一般財団法人経済調査会又は一般財団法人建設物価調査会等において、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念又は価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とする。なお、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材の追加等について協議の申出があった場合には、発注者は本運用の趣旨を踏まえ、当該資材が調達検討資材に該当するか確認の上、必要に応じて本運用の対象として取り扱うものとする。

3 別途調達経費

別途調達経費は、次の（１）から（３）までの場合において必要となる経費をいう。なお、労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。また、材料費の変更に伴い増減する共通仮設費、現場管理費、一般管理費等その他これらに類する経費については、それぞれ適用する積算基準に基づき変更を行うものとする。

（１）調達検討資材の代替資材を調達した場合

⇒イメージ：資材そのものを変更して調達

（２）調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

⇒イメージ：受注制約や納期遅延への対応のため、販売店や流通経路を変更し、割高な価格で調達

（３）調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

⇒イメージ：資材及び流通経路は変更していないが、流通状況等を反映した価格で調達

4 手続き

- (1) 本運用の対象工事である旨を、特記仕様書に記載する。
- (2) 工事発注時点で、調達検討資材を想定し、発注者は特記仕様書に本運用の対象となることを別記1の記載例を参考に明示する。既契約工事においては、受発注者間の協議の上、調達検討資材を設定する。
- (3) 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、当該資材を購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を監督員に提出し、事前協議を行うものとする。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、受注者は口頭又は電子メール等により事前協議を行うことができる。この場合、受注者は事後、遅滞なく様式1を提出するものとする。なお、受注者は、事前協議後、工事請負契約約款第17条第1項の規定に基づき、監督員に当該事実を通知するとともに、その確認を請求するものとする。
- (4) 設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」のほか、調達時期、購入数量及び購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という。）のうち、必要なものの写しを監督員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出する。
- (6) 妥当性が確認された別途調達経費については、契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (7) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第24条（スライド条項）の対象外とする。
- (8) 設計変更に伴い工期の変更が必要となる場合は、適切に変更を行うものとする。
- (9) 本運用に関し疑義が生じた場合、受注者は監督員に申し出るものとし、必要に応じて協議を行うものとする。

別記1_発注時の特記仕様書における記載例

○中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- (1) 本工事は、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、調達変更に伴い必要となる経費を、設計変更により計上する工事である。

ア 調達検討資材は、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定している。

イ アによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

ウ その他の詳細は当局ホームページを参照すること。

[\(https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/contract/construction/\)](https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/contract/construction/)

5 積算方法

(1) 設計変更を行う対象数量

- ・ 工事設計内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の日詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

(2) 設計変更に用いる材料単価

- ・ 受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。
- ・ 実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・ 妥当性が確認できない場合は、購入時期の定期刊行物等に掲載されている価格を使用することができる。

(3) 別途調達経費の算出方法

- ・ 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。
- ・ (2) で算出した材料単価と当初設計に用いた材料単価の差額に(1)の対象数量を乗じて別途調達経費を算出する。なお、営繕工事においては、材料単価に連動するその他経費も含めて算出する。
- ・ 市場単価等により材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初設計時点における実勢価格と実際の購入価格との差分を計上して設計変更を行うことを基本とする。

なお、営繕工事においては、当初設計に用いた材料単価について、市場単価は市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に算出し、単位施工単価は、ベース単価における材料費の割合を用いて算出する。また、材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それを元に別途調達経費を計上することができる。

(4) 設計変更のタイミング

- ・ 設計変更は、精算変更時（既済部分がある場合には、既済部分の精算変更時、指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

6 適用

本運用は、令和8年10月1日以降に起工する工事から適用する。

なお、令和8年9月30日以前に起工した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。この場合において、受注者が既に購入した調達検討資材についても、協議の上、対象とすることができる。この場合の手続きについては、4(3)の規定にかかわらず、受注者は監督員に様式2の実施報告書及び必要な証明書類を提出し、工事請負契約約款第17条第1項の規定に基づき、監督員に当該事実を通知するとともに、その確認を請求するものとする。